

農地法第3条の3にかかる届出の受理通知書の廃止 について（お知らせ）

農地法第3条の3の規定により届出を提出された際に、岡崎市では受理通知書を交付する運用を行ってまいりました。

この受理通知書は法令で交付が定められたものではないこと、法的な効力を生じさせるものではないこと、周辺自治体でも交付している市は多くないことから、事務改善の一環として下記のとおり廃止することといたしましたのでご承知ください。

記

1. 廃止時期 令和8年4月1日
2. 廃止後の届出書提出部数 1部

ただし、控えを希望される方は提出時に窓口で受付印を押してお返ししますので2部ご提出ください。

3. 内容に不備がある場合、補正や再提出が必要になる場合があるのでご注意ください。